

法人のガバナンス強化

新たに法律に規定された事項

- 1 理事会、理事、監事について
 理事会・理事・理事長について権限・義務・責任が法律上規定
 理事会について
 【権限】重要な業務執行に関する決定、理事の監督、理事長の解職
 理事について
 【義務・責任】善管注意義務、法人及び第三者への損害賠償責任、
 特別背任罪・贈収賄罪の適用
 監事について権限・義務・責任が法律上規定
 【権限】理事・法人職員への報告要求・調査
 【義務】監査報告書作成、理事会への出席
 【責任】法人及び第三者への損害賠償責任、
 監査報告の虚偽記載・報告に対する損害賠償責任
- 2 評議員・評議員会について
 全法人に必置の議決機関として法律上規定
 【権限】理事・監事・会計監査人の選任、理事等への報酬決定、
 評議員会の招致権
 【義務】理事監事等との兼職禁止、善管注意義務
 【責任】法人及び第三者への損害賠償責任

課題

- 1 理事・理事長・監事について
 理事会で本来審議すべき事項が審議
 されていなかったり、理事会への欠席
 が継続し、理事の職責を果たしていな
 い事例が見られる。
- 2 評議員・評議員会について
 都内所在法人のうち、およそ35%の法
 人が評議員を設置していない。
 評議員会への欠席が継続する評議員
 がいる、予算等法人業務における重要
 事項について評議員会で意見を聞いて
 いないなど、評議員がその職責を果たし
 ていない事例が見られる。

検討の方向性

理事及び監事等の役員が法律上明記
 された自らの職責を理解し、理事会が
 十分機能するよう、都としての取組を
 検討するべきではないか。

新たに法律に規定された議決機関とし
 ての役割を評議員・評議員会が果たし
 ていけるよう、都としての取組を検討す
 るべきではないか。

財務規律の確保

新たに法律に規定された事項

- 1 会計監査人の設置
 特定社会福祉法人 への会計監査人による外部監査の義務付け
 法人の財務諸表・業務及び財産の状況等への監査
 社会保障審議会福祉部会では、事業活動計算書におけるサービス活動収
 益10億円以上、または 貸借対照表における負債20億円以上のいずれかを満
 たす法人とされていた。また、会計監査人設置が義務付けられない法人に対して
 は、公認会計士、税理士等による体制整備状況の点検を実施するとされている。
- 2 社会福祉充実残額(再投下財産額)の明確化
 社会福祉充実残額(再投下財産額:純資産の額から事業の継続に必要な
 財産の額を控除した額)を計算し、社会福祉充実残額がある場合には、社
 会福祉充実計画の作成をすることが規定された。
- 3 都道府県による財務諸表、現況報告書等の情報収集・分析
 社会福祉法人の活動状況等の調査及び分析が都道府県の役割として規
 定された。

課題

- 1 会計監査人設置が義務付けられない法人につい
 ても財務規律を確保していく必要がある
 適正な経理処理
 会計監査人の設置が義務付けられない法人におい
 ても不適正な経理処理が見られる。
 いわゆる「内部留保」の明確化が全ての法人に義務
 付けられている。
 適正な業務及び財産の状況把握
 法人の業務及び財産の状況に対するチェック機能を
 働かせる必要がある。
- 2 財務分析の検討
 現在、都は指導検査の参考とするため、都内法人の財
 務諸表を収集し、財務分析を行っているが、都が行う
 財務分析は法人単位で前年度との比較となっている。
 そのため、新たな項目等を加えていく必要がある。

検討の方向性

会計監査人設置が義務付けられない
 法人においても、適正な経理処理が行
 われるよう、都として取組を検討するべ
 きではないか。
 現行の都の財務分析の仕組みについ
 て必要な見直しを行い、経営上の課題
 を法人自らが早期発見できる仕組みを
 検討すべきではないか。

都が現在行っている財務分析の仕組
 みについて、必要な見直しを検討して
 いくべきではないか。